

## 第1回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

1 日 時 平成29年5月25日(木曜日) 午後2時～3時30分

2 場 所 県庁防災新館4階 409会議室

3 出席者

(委員)(14人) 敬称略

有田明美、小林千尋、志村隆司、宿澤理恵、竹内正直、時田眞男、中込香代子、仁科加代子、馬場正江、藤井道孝、古屋まゆみ、矢崎繁、柳田正明、山下政樹  
(五十音順)

(県側等)

福祉保健部長、福祉保健部次長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐  
交通政策課、防災危機管理課、健康増進課、産業人材育成課、高校改革・特別支援教育課、警察本部交通規制課、山梨労働局職業安定部職業対策課

(事務局) 障害福祉課

企画推進担当(4人)、施設支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、  
心の健康担当(1人)

4 傍聴者等の数 1人

5 次第

(1) 開会

(2) 委嘱状交付

(3) 福祉保健部長あいさつ

(4) 会長選任

(5) 会長あいさつ

(6) 議事

次期障害者プランの策定について

その他

・山梨県障害者自立支援協議会からの報告について

(7) その他

(8) 閉会

6 会議に付した議題

(1) 次期障害者プランの策定について

( 2 ) その他

・山梨県障害者自立支援協議会からの報告

7 会長及び職務代理の選任

山梨県附属機関の設置に関する条例第 5 条第 2 項に基づき、互選により、竹内正直委員が会長に就任。

また、同条例第 5 条第 5 項に基づき、会長が職務代理者として、有田明美委員を指名。

以降、会長が議長として議事を進行した。

8 議事の概要

( 1 ) 議題「次期障害者プランの策定について」について

議題について、資料により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局から説明がございました。新しいプランが来年度から 3 年間の県の障害者施策を示す重要なものでありまして、障害者基本法で障害者計画を定めるにあたり、この協議会の意見を聞くこととされております。ただいまの説明について、何かございましたらお聞きしたいと思います。御質問の後、御意見を頂戴するという手順にしたいと思っています。なお、事務局から説明がありましたとおり、視覚障害をお持ちの方、聴覚障害をお持ちの方もいらっしゃいますので、お名前をしっかりと告げて、御発言いただければありがたいと思っております。

(委員)

次の障害者プランの考え方を御説明いただいてよく分かりました。その中で、障害者団体との意見交換会をするというお話がございました。2、3 年前のプランの見直しをした時には、団体が 1 つの場所に集まってやったような記憶があるのですが、今回はぜひ、それぞれの団体に対して、意見交換会をしていただきたい。もう 1 つ、県の自立支援協議会の状況の確認、課題の整理を行うとは、どのような方法で整理をするのか教えていただきたい。

(議長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

まず、1 点目の障害者団体の御意見を頂戴する場ということでございまして、3 年前の計画の時には、30 余りの障害者団体の方々にお集まりいただいて、グループイ

ンタビューという形で御意見を頂戴した経緯がございます。今回、できるだけ多くの団体の方々から、御要望、御意見を伺いたいと考えておりますので、個別に延べ30日の相対のやり取りができるかどうかということは、必ずしも今、お約束できるというものではございませんが、可能な限り、団体ごとに聴き取りをさせていただきたいと考えております。

また、2点目でございます。自立支援協議会における状況分析や課題の整理については、県の地域生活支援事業の中で、相談支援事業を進めるために、各圏域に圏域マネージャー4名を配置しております。これらの方々を中心となって、地域における障害者施策に係る課題を聞き取っていただいて、それを全体会議の中で御報告いただくという流れの中で、地域の課題を把握させていただいておりまして、今回の計画におきましても、そのような形で聴き取って参りたいと考えております。以上です。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

御質問がなければ、先ほども申し上げましたとおり、御意見を頂戴したいと、または御提言などございましたら、併せてお願いをいたします。いかがでしょうか。

(委員)

意見なのですけれども、今、現行の2015のプランの中で、いろいろな方向性が示されています。その中で、その方針を達成するためには、どういうふうにするのか、ということが、なかなか分かりにくいと思います。例えば、2015のプランの35ページ、その中に、主要な施策の「相談支援体制の構築」のところなのですけれども、聴覚障害者に対して言えば、市町村窓口到手話通訳者を設置しますと書いてあります。それはとても大切なことなのですけれども、今、皆様方のお話では進んでいないという状況があります。その実現に向けての取り組みはどうなっているのか、というところが見えにくいと思います。他にも、防災に関して、県聴覚障害者情報センターを基に、ネットワークを作るといふふうに書いてありますけれども、この取り組みもなかなか分からないということになります。ぜひ、次の協議会の時には、どのような取り組みをしていらっしゃるのか、ということを示していただきたいと思います。これが1つ目。

2つ目ですが、次は64ページに数値目標がありますが、手話通訳者の合格の目標が4人と書いてありましたけれども、実際は山梨の現状を見ますと、今年の3月の合格者は0人です。昨年度は1人、つまり目標には、まだまだ届かない状況になってい

ます。

この数字の書き方として、平成29年度の見込みが130人と書いてありますが、それは、昭和57年度から、山梨県の手話通訳者養成講習会が開催して、合格者も合わせて、今、130人ということだと思っておりますが、実際に活動できる通訳者は、その半分にも満たないくらいの現状があります。ですので、実際の数を見て、現状に則した数値目標を示していただきたいと思います。以上です。

(議長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

1点目の計画の進行管理についてでございます。現行プランをお持ちの方はお聞きいただきたいと思いますが、35ページに相談支援体制の構築といたしまして、聴覚に障害のある人の障害福祉サービスの支給申請手続きをはじめとした各種手続きにおけるコミュニケーションの円滑化を図るため、市町村窓口等における手話通訳の設置を促進します、ということが置かれております。これは1つの例でございます。施策の方向性として計画の中に位置付けられたものでございまして、これが十分に進んでいないという御指摘だったかと思っております。これにつきましては、当協議会が、計画の進行管理をする重要な役割を持っていますので、そういった御指摘は、本日、承りますけれども、これからも、こうした協議会の中でお聞きして参りたいと考えております。

これは、先ほど、御説明させていただいた「障害者計画」、「障害福祉計画」の2つの計画の中の前の部分、「障害者計画」の記述の一部でございまして、この障害者計画の達成状況を評価、判定するために、第2の意見でございました数値目標が、37の項目で設定されております。お手元にプランがある方は、63と64ページを御覧頂きたいと思っております。

これらにつきまして、先ほどの委員からの御指摘は、手話通訳者が130人と言っても、実際に活動できる方は、50人程度ということで、十分にその成果が現れていないということをおっしゃったかと思っております。実際に手話通訳者が何人いるかということよりは、実働できる方が何人いるか、という指標の方がより大切かと思っておりますが、この資料の立て方につきましても、今回の計画では、新たに検討、精査して参りたいと考えておまして、より障害者施策の成果、実態が評価できるような形での数値目標立てを行って参りたいと考えております。以上です。

(議長)

委員よろしいですか。

(委員)

よろしくお願いいたします。

(議長)

他にございますか。

はい、どうぞ。

(委員)

資料1にございますように、県障害児福祉計画の中に、重度の障害児について、児童福祉法の改正により見直しがされているというのを聞き、有り難く思っております。というのも、私は、1年前から小児慢性特定疾患の自立支援員の業務をさせていただいて実感しているところです。厚生労働省の参考資料の中にもあるように、例えば、NICUは長期的にベッド不足になり、在宅への移行の方法も模索しているというような現状があります。そういう中で、30年度からのプランとして、どういうふうに在宅に移行するか、その支援内容はどのようにするかということも書いてございます。それに関しては、医療型の短期入所事業所の設置状況というのは、私が言うまでもなく、県内には、名前を挙げて良いと思うのですが、あけぼの医療福祉センターと国立甲府病院の2箇所しかない、その中で、本当に動けない重度の子ども達の親は、365日、24時間預ける所もなく、冠婚葬祭を抱えながら、そういう現状があるということ、私は自分の仕事を通して実感している次第です。ですので、山梨県内に2箇所しかないという現状を受けとめていただいて、国の中でも2箇所というのは最下位なので、県民数も少ないと言われれば、その通りかもしれません、こういうところのサービスの内容をぜひぜひ考えていただきたいということと、支援内容の中に、通所できない重度の子ども達、医療的ケア児や、例えば、呼吸器を付けているような子ども達もみせていただきますと、そういう人達に対するサービス提供、支援内容というものを書いてございますが、誰でも、こういった子ども達の所に行って手が出せるかと言ったら、決してそうではないといったことを実感しております。

作業療法士、専門療法士、教師が行くのか、いろいろなマンパワーの確保をどうするのかというようなところも並行して考えていただきたいことと、それから、例えば、訪問看護など使うにしても、医師の指示がなければ動けないので、医療機関へのPRとか、在宅へ訪問できる医師の育成とか、そういうことも併せて考えていただければ、状況的には、チーム医療で連携というふうに、何度も何度も、資料の中には書いてございましたが、だめなのではないかと、その中で、チーム医療のリーダーシップは、やはり医師だと思っていて、一人一人が役割を發揮できるようにコーディネーターの役割ですね。総合支援法ができて、計画相談員という方が何人かできて、障害のサービスを使っている子ども達を見ても、お母さん達に聞いても、計画相談員をどなたがやっているか知りませんよ、という話も聞いたりします。モニタリングさえできていないという現実もありますので、4病院の基幹相談員を教育することを通じて、

ということもあるのかもしれませんが、そういうところも含めて、今やられているサービスの見直しだったり、サービスがサービスとして動いているかのモニタリングだったり、といったようなところも併せて見直しをよろしくお願いします。

(議長)

事務局の説明をどうぞ。

(事務局)

障害児福祉計画の中で、重症心身障害児に対し、また特に医療的ケアを要する障害児に対する支援というのは、大変重いテーマでございまして、現在、山梨県内で十分な障害福祉サービスが提供できていないということも事実ではなかろうかと思えます。これにつきましては、平成30年度末、来年度末までに、圏域又は市町村ごとに、関係者による協議の場を設置することが求められておりまして、これにつきましても、市町村と協議をしながら、関係者が集まって、個別のケース毎にどのような対応ができるかということも協議・支援させていただくという格好になろうかと思えますが、進めさせていただきたいと思っております。また、委員から御指摘がありましたとおり、何につきましても、マンパワーを確保する必要があるかと思っております。例えば、医療的ケアを要する障害児の短期入所あるいは、日中の一時支援、これができるためのマンパワーというのは、医師にしろ、看護師にしろ十分に配置ができておりません。また、喀痰の吸引でありますとか、経管栄養チューブの挿管ができる研修を受けた介護支援員の方々も、まだまだ十分にはいっしょらないという状況でございますので、その人材育成についても、次期計画の中で、重要なポイントとして検討して参る必要があるのではないかとこのように考えております。

また、もう1点、サービスのモニタリングというお話がございました。どのような形でモニタリングをしていくかということは、なかなか今、一概には申し上げられないところではございますけれども、どこの地域で、どのようなサービスが提供できているかということは、主には、自立支援協議会の中で調査、審議をさせていただき、当協議会へ報告させていただくことになろうかと思えます。質問の中で、御指摘があった相談支援事業ですが、障害者施策が、措置の制度から支援費の制度に切り替わって、どこでどのようなサービスを受けるか、任意で選択できるようになりましたけれども、十分に相談支援体制が、この方に対して、どういうところで、どういう支援を受けるかということが、十分に案内、誘導できているかどうかというところは、もう一度、検証し直す必要があるかと思えます。その上で、各圏域に基幹相談支援センターをもれなく設置させていただくと、これは民間事業所の御協力が必要になって参りますけれども、現在、設置がない例えば、東部地域といったところに、基幹相談支援センターをどのようにして置いていくか、ということも、計画の検討の中で協議をさせていただきたいと考えております。以上です。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

重ねてお願いしたいのは、今言われたように、どこに、どのように、どんな方法で相談したら、障害のサービスを受けられるかということなのです。お母さんが一人で悶々と悩んでいるところもございまして、例えば、病院から退院する前に、医療機関に啓発、教育、研修みたいなものに招かせたり、また、利用可能な障害サービスや、具体的な支援策が示されたりといった、お母さんが一人で悩まないで済むような対策が必要ではないかと思います。一緒に重ねて、計画の中で確認していただければと思います。

それから、来年度から、病院の中にも、在宅で障害のサービスやヘルパーさんを利用しているような人が、病院の中に入院しても利用できるということになると思うのですが。そういう人のため、準備の段階で、例えば、専門のヘルパーが病院の中にいて泊まって吸引しますと、具体的にはそういう話もでてくることが予測され、平成30年度からの開始の前に、医療機関との整理や突き合わせをして混乱のないようにしたらよろしいかと思いました。以上です。

(議長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

今の御意見は、参考資料の4ページをお開きいただくと、重度訪問介護の訪問先の拡大という、これは、障害福祉サービスのメニューの拡大の中で、現行の訪問先には、居宅のみになっておりますが、絵の方をご覧いただければ、分かりやすいと思いますが、重度訪問介護と申しますのは、四肢の麻痺あるいは、寝たきりの状況にある最重度の障害者の方々について支援を行うものでありますが、これまでは、医療機関に入院されている方については、体調の変化があっても訪問介護することができなかった。これが新しいサービスにより、重度訪問介護の訪問先が広がるということございまして、これについては、非常に、障害をお持ちの方、またそのご家族にとっては朗報かと思いますが、これについては、医療機関との連携が必要なのは、間違いのないことございまして、先ほど、国の施策の見直しのポイントの中で、地域共生社会の実現に向けた取り組みという中で申しましたとおり、福祉だけでなく、保健や医療、あるいは教育と言ったような分野と連携した取り組みが必要になってくるものと考えておりまして、こういった施策横断的な取り組みをいかに進めるかということに関係機関あるいは、関係団体と協議をしながら進めていく必要があると思っています。

(議長)

委員よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

(委員)

今回のプラン作りということで、見直しのポイントの2点目に精神が取り上げられていると言うことは、非常に嬉しく思います。私達、精神障害者の置かれている状況が、他の障害者と比べられるということがよくされるのですが、世界的に見ても、精神においては遅れていると、これは、やはり国の施策が基本にあると思うのです。今回、やっと厚生労働省が舵を切りつつあるということかと思うのです。

私は、今回、ご報告になるのですが、南アルプス市に障害フォーラムという会を作りました。この会は、7人で作られた会なのですが、他のフォーラムと違って、難病や、ひきこもりの皆さんや、いろいろな困難を抱える障害者の皆様が集まりました。

私が、この会を作るにあたって、個人情報保護法のために、社会福祉協議会や市に行ってもなかなか教えてくれないので、1件1件尋ねるといいますか、いろいろな所で相談するしかなかったのですが、その中で分かったことは、本当にいろいろな障害をお持ちの家族会の方が、会議の運営もままならなくなって、声を出すこともできない状況にあるのではないか、というようなことを感じました。

そういう面で、私は今、各障害ごとに云々ということはもちろん大事ですが、それぞれの障害や、困難な生きづらさを抱えている家族や当事者の全体像を社会的に、やはり探り出すということが大事ではないかと思うのです。

私は、昨年1年間、差別解消支援ネットワーク会議の委員をさせていただいてきましたが、今まで16号までニュースが出されています。本当に丁寧なニュースを、障害福祉課の方で出していただいて、そして、私、恥ずかしいのですが、今月に入って初めて14号のニュースを見ました。それによると、過去に、甲府駅で視覚障害者の転落事故があって、その方を、駅員の方が2人で助けられたんです。いろいろな形で困っている状況や実態を、やはり県民に知ってもらいたいと思うのです。そこがまず、スタートラインだと思うのです。そこで、私は、ネットワーク会議をやっている中でも感じたのですが、ぜひ、会議でまとめられた内容だけでも結構ですが、本当に皆さんにお知らせできるようにしていただきたいと思います。

また、この会議の中でも、まとめもされていますが、いろいろな個別ケースの中で、具現化しなければならない中味もあがってきているのではないかと思うのです。

私もネットワーク会議に出させていただいたのですが、10項目のお願いも出しま



した。こういう差別があってこうだよ、という形ではないのですが、そういった点では、やはり施策化するという面では、この協議会が大きな役を果たしていくのだろうと思いました。

現行の2015のプランで、私達は、15の医療についての改善事項、16の福祉関連の改善事項をお出ししましたが、私達、2015のプランを見る限り、極めて不満足です。そういう点では、いろいろな体験もありますし、優先順位もあります。それらは全体の中でバランスをとるしかないと思うのですが、例えば、駅のホームの改善にしても、これは、施設の関係ですから、すぐにはしていただけないかとも思うのですが、駅の設備がこうならば、それに替わるなんらかのもので対応する、また山梨県人は、ものすごく助け合いの精神が進んでいるし、ボランティア活動がものすごく盛んであると、全国でも認められている県だと思うので、いろいろな点で県民の智恵をいただいて、具体化していく、また、私は、2015プランの時に、精神障害者の意見を聞かれることもあったのですが、今、世界の障害者や認知症患者に対する基準は、当事者の意見を聞く、当事者以外で決めない、これが原則だと思うのです。国の障害者基本法も、まさに、このことを主張しているわけで、そういう点では、ぜひ、当事者の意見を十分聞き取っていただきたい。自立支援協議会に障害者のメンバーも出ていますが、当事者や当事者自身の活動と言いますか、活動できる状況下になかなかない、また、財政的な面での支援を必要としている状況にあります。こうした状況を踏まえ、本日はよろしく申し上げます。

(議長)

御意見として頂戴をいたしておきます。恐れ入りますが、御発言はできるだけ、簡潔に要領良くお願いをしたいと思っております。できるだけ大勢の方に御発言をいただきたいと思っております。

ところで、新しい障害児福祉計画が来年から入る訳でありますけれども、この辺について、医師会、歯科医師会の先生方もいらっしゃっておりますが、何か御意見がございますか。特にございませんか。

(委員)

- 特になし -

(議長)

それでは、公募の委員さんもいらっしゃっていますので、何か特別に御発言があれば、頂戴したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員)

初めてこの会議に出させていただきました。ここに、障害者プラン2015の中で、数多くの推進する項目、223ものいろいろな施策が書いてあるのですが、数値目標

があげられるものと、数値目標があげられないものがあると思うのですが、数値目標があげられないものについての評価というものを、どのようにされていくのかというところ、それから、自立支援協議会がいろいろな意味で重要な役割を果たすということなのですが、私も市町村の自立支援協議会はかなり初期から参加させていただいているのですが、市町村の自立支援協議会と県の自立支援協議会、それから、ここにあがるまでの連携や仕組みというものが、いまひとつ、まだ分からないでいますので、その仕組みも御説明いただく中で、このプランのモニタリング、課題整理というのを、今後どのように、市町村の自立支援協議会をベースにした中で、ここに吸い上げるのかということをお説明いただければ有り難いと思います。

(議長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

まず、数値目標のない施策の方向性についての進行管理をどうするのか、という質問だと思いますが、これにつきましては、先ほど、別の委員からの御質問にもお答えしましたとおり、当協議会における審議の中で、この点について御意見を頂戴して、さらに取り組みを強化できる部分は強化していくというような形での受け止めになっていくのではないかと考えております。

そして、2点目の自立支援協議会、これは、ご存じない方もいらっしゃるかと思いますが、県の自立支援協議会と各地域の自立支援協議会とがあります。市町村ないし、市町村の連合体により、12の地域の自立支援協議会が県内にはございまして、先ほど申しました、相談支援事業の中で、県から委託している各圏域においております4人の圏域マネージャーは、両方の立場を兼ねておりますので、この圏域マネージャーが、県の自立支援協議会と、地域の自立支援協議会に相互に顔を出すことで、やり取りを緊密にできるように確保していくという点が1点と、もう1点は、県の自立支援協議会と、地域の自立支援協議会の合同の会議を、年間1回ではございますが、開催して、双方向で課題の整理をしてきたという状況がございます。この点についても1回で良いのかという議論もあるかもしれませんが、今後とも検討して参りたいと考えております。

(議長)

委員よろしいですか。

(委員)

先ほど人材育成というところが別の委員から出てきました。私も相談支援事業を行っていますが、その周知、質の向上というところで、そこが一番重要ではないかと考えています。そういうこともあるのですが、全てが市町村移譲する中で、自立支援協

議会の在り方、それから圏域マネージャーが4圏域で頑張ってくださいています。私達もいろいろな連携をとらせていただいておりますが、その中で、やはり市町村格差が出ないような指導や教育とか、そういう推進というところにつきまして、県でしかできないのではないかと考えております。やはり、私達、市町村にいますと、市町村の中でやらなくてはならない、予算も市町村についているということで、全部頑張っている市町村は先に行くけれども、ということがあってはいけないという風に思っておりますので、これはお願いなのですが、市町村格差が出ないような県の取り組みをぜひお願いしたいと考えております。ぜひ、よろしく願いいたします。

(議長)

事務局から何か、本件について、ありますか。

(事務局)

市町村格差が出ないようにすることは、県の大きな役割の1つであると思います。広域調整を行ったり、専門的な、また、技術的な課題で対応できるものについては、サポートして参りたいと考えておりました、今後も、なお、その取り組みを強化して参りたいと考えています。

(議長)

委員、よろしいですか。  
他にございますか。

(委員)

今、言われたように確かに福祉サービスで、市町村格差があるということはよろしくないことであるので、対応をお願いしたい。それと、視覚障害者の立場として、今、甲府駅の南口の改修工事を行っている、9月頃には、おそらく供用を開始するだろうということですが、実は、2015のプランの音声版を聞かせていただきました。その中に、「バリアフリー化、イコール、フラット」という文言が出てきました。視覚障害者にとっては、バリアフリーはいいのですが、フラットというのは、視覚障害者にとっては、バリアフリーではないんです。逆に、車道も、歩道も平らということであれば、どこが境か分からないといったことがありますので、それも皆さんに知ってお願いしたいと思います。

それと、昨年来、JRの駅のホームからの転落事故のお話が先ほども出ましたけれども、実は、内方線付き点状ブロックというのがあるのですが、「危険ですから黄色い線の内側までお下がりください」というアナウンスがよくあるのですが、黄色い線というのが、いわゆる警告ブロックなんですね、道路で言う点字ブロックです。その内側にちょっとしたかまぼこ形に、足で触ると分かるのですが、内方線ブロックというものが付いています。その付いている方角が、駅のホーム側ですよ、ということを示

しているのに、それが付いていないと、その黄色い線である警告ブロックのどっちが線路側かわからない。

実は、私も甲府駅で線路側ですっと電車を待っていたことがあって、たまたま若い女性の方が、線路側ですよ、と言ってくれたので、ホーム側に戻れたのですが、視覚障害者は方向を見失う、自分の立ち位置が分からないということで、おそらく転落事故が起こると思うのです。甲府駅の場合は、2018年度中にはやります、という八王子支社の話なので、やってくれるかと思うのですが、ある程度、地元で自治体が協力しないとJRだけではできないということもありますので、そういうことを知っておいていただいて、地元も努力するから、まずは内方線付きブロックの設置について、1万人以上利用客がいるという駅は、県内にないので、あれば、設置もされるのですが、皆さんに知っておいて頂きたいのは、駅のホームの場合は、地元の市町村がある程度協力しなければ、付けられない。それと、「バリアフリー化、イコール、フラット」ではないんですよ、車イスの方がいるので、そんなに大きな段差は付けられないのですが、以前、段差というのは2センチくらいだったら車イスの方も問題ありません、ということだったので、では2センチ付けてください、とお願いしておいたのですが、実は、武田通り、フラット化しましたか、と言ったら歩道と道路の区別が分からない。危険なので、そういうことも皆さんに知っておいていただきたい。以上です。

(議長)

本日は、交通政策課からも出ておられますので、何か発言がありますか。

(交通政策課)

交通政策課としては、今出ました御意見につきまして、課内で検討いたしまして、JR等に言っていきたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

本日、実は、日程としましては午後3時30分に終了という予定にいたしておりますが、本当に恐縮ではありますが、御意見につきましては、以上にさせていただきたいと思います。

なお、次回の会議では、現行プランの進捗状況、また新プランの策定の進捗状況、こういったことが検討されますので、新たな御発言があれば、その際をお願いをしたいと思います。

特に御案内のように、本日は、教育委員会、産業人材育成課、健康増進課、防災危機管理課、県警、山梨労働局といった関係する機関の方々がおいでになっています。

次回も同様と思いますので、ぜひ、幅広い御論議が頂戴できますようお願いをしたいと思います。

それでは、第1の議題につきましては以上とさせていただきたいと思います。

(2) 議題「その他」について

山梨県障害者自立支援協議会から「平成28年度 障害者施策の推進に向けた提言」について、資料により報告を行った後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

自立支援協議会からの報告を踏まえて、今後の施策化に向けた対応を是非お願いしたいと考えております。何かこの件について御質問ありますか。

(委員)

今の提言は法律でも協議会の意見を聞いて計画を見直すというのが条文にあるので、大変重要なものだと思います。このことを尊重することと、先ほどスケジュールに出た数値の確認が大きな課題となると思うのですが、先ほどちょっと時間の都合で言えなかったのですが、今回全体の見直しのポイント、国から示されているものは、もっと何かすごくいろんなものがバックグラウンドに入っていて、例えば地域包括ケアシステムです。これは高齢の方では、先行的にシステムとして確立しているものがありますが、それにも対応というところでは、障害と高齢との絡みがある、それと児童と発達障害との絡みでは、例えば、山梨県にない障害児心理治療施設とかをどうしていくかなんてことになると、我々障害の領域の議論に加えて、高齢の分野、そして児童の分野、そして教育ですね。教育の方では例えば、障害者基本法で性の条文がありますけど、これに加味して性同一性障害の子どもに対してどういう対応するのか文科省の方で検討している。こういったことについて、我々の方では、差別解消法がらみでの合理的配慮として性同一性障害を加味するのもかもしれませんが、こういった点を含めまして、いろんな児童、高齢、教育の分野との関連が深まっていく見直しもポイントになるのかなと思いますので、軸としては数値の見直し、自立支援協議会からの提言、障害の支援を検討する場ではありますけども、高齢、児童の方との連携を県の方では意識していただけるとありがたい。

(議長)

事務局で何か特別にありますか。

(事務局)

先ほど紹介させていただいた地域共生社会という考え方が、委員の御指摘にある考え方に近いのではないかと考えております。昨年度厚生労働省で設置した検討委員会によりまして、「我がこと丸ごと地域共生社会」実現本部から出された提言、これは障害者といい、高齢者といい、子どもの領域であったり、生活困窮者であったり、そういった制度の谷間に落ち込んでしまったり、重複した分野のサービスが必要な方に対して横串を入れるというのが一つの視点かなと思っておりまして、私どものところでは今回、障害者プランの改定作業を進めますが、同様に子育て支援課や健康長寿推進

課の関係でも今年改定時期を迎えている計画はいくつもございますので、横の連携をとりながら作業を進めさせていただきたいと考えております。以上です。

(議長)

その他にありますか。

(委員)

自立支援協議会の地域格差という御意見がありましたけど、各地域の自立支援協議会に当事者、家族がどれくらい関わっているのか。南アルプス市の場合でも極めて不十分ではないかと思えます。立派な計画書は出されているのですが、やはり障害者本人、それから家族の思いをもっと具体的に直接生の意見を聞き取ることが大事ではないかなということで、是非自立支援協議会については、今回のまとめできちんとしたまとめを出されている。大歓迎です。是非よろしくお願いします。

(議長)

ありがとうございました。御意見として頂戴します。特別何か県の方で補完することはありますか。時間もだいぶ経過をいたしました。予定した議題は一応これで終了するということになるわけでございますけども、特別に御発言がなければ以上にさせていただきたいと思えます。はい、簡潔にどうぞ。

(委員)

先ほど委員の発言にありましたが、各団体に加入されている方が減ったりして、低迷してくる感じであります。私も団体の長として出ているが、その団体がどんどん先細りになっていくということは、懸念すべきことではないかと思うので、是非、山梨県身体障害者連合福祉会の方からも意見がでました、障害福祉課の方から各市町村の福祉課窓口に新しい障害者手帳を発行した方に、いろいろな団体の御案内を是非、各市町村でしてほしいという意見が出ているので、個人情報保護法がありますから、私たちには個人的には動けないので、県のほうから大ざっぱに手帳発行者には、是非、相談や思いを共有することができるので、そのような団体があることの紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(議長)

事務局、一言どうぞ。

(事務局)

課題として従来からお聞きしており、私どももどのようにしたらよいかという検討をしておりますが、市町村と今後、相談させていただきたいと思っておりますが、個人情報保護という非常に厚い壁もございますので、そこに抵触しない形で、どのよう

な対応ができるかということは、今後の課題とさせていただきたいと思います。

(議長)

ちょうど今、午後3時30分を2、3分過ぎたところでございます。以上で議事を終了したいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(委員)

- 承認 -

(議長)

ありがとうございます。それでは、以上で議事については終了とさせていただきます。したがって、議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

## 9 その他の概要

(司会)

それでは、次第の「7 その他」ですが、事務局から今後の予定と報告がでございます。

(事務局)

本年度、当協議会の委員の皆様の御意見をいただきながら、計画の策定作業を進めて参ります。まず、第1回目であります本日は、策定の方向とスケジュールについて御意見を伺いました。

今後は、9月から10月にかけて第2回目を開催し、第3回目は12月に、第4回目は3月に開催させていただきたいと考えております。

開催日につきましては、可能な限り、事前調整を前広に行って参りますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(司会)

事務局からは以上でございます。委員の皆様から、何かございますか。

(委員)

- 特になし -

(司会)

以上で、今年度第1回の山梨県障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。皆様、本日は、ありがとうございました。